

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
旧介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の2第3項	指定介護療養型医療施設への命令	介護保険課

旧介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の2第3項に基づき、同条第1項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。